

広島県立総合体育館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

広島県立総合体育館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立総合体育館管理運営規則（平成三十年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の返還)</p> <p>第七条 条例第十条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める利用料金の額を返還する。</p> <ol style="list-style-type: none">一 利用許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができない場合、当該利用料金の全額二 利用日の六月前までに利用の取消しを申し出た場合、当該利用料金の全額三 利用日の三月前までに利用の取消しを申し出た場合（前号に該当する場合を除く。<ol style="list-style-type: none">一 当該利用料金の半額 <p>前項第三号の規定により算定した利用料金の返還額に十円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>3 第一項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別に知事が定める様式による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(利用料金の返還)</p> <p>第七条 条例第十条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用することができない場合は、当該利用料金の全額を返還する。</p> <p>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別に知事が定める様式による利用料金返還申請書に第四条第一項の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。